

北陸瓦斯奨学会  
奨学金貸与規程



公益財団法人

北陸瓦斯奨学会

# 北陸瓦斯奨学会奨学金貸与規程

## 第一章 総 則

### (奨学生の資格)

第一条 本会が学資を貸与する者は、新潟県出身の子弟にして、大学(別科を除く、以下同じ)に在学し学力優秀心身健全な者であつて、学資の支弁が困難と認められる者でなければならぬ。

2. 本会から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し貸与する学資を奨学金と称する。

### (奨学金の額および貸与期間)

第二条 奨学金の額は月額七万円以内とし、その年度の月額は理事長が決定する。

2. 貸与期間は貸与を開始したときから奨学生が現に在学する大学の正規の修学期間を終了するときまでの最短期間とする。

## 第二章 奨学生の採用と奨学金の交付

### (願出の手続)

第三条 奨学生志願者は連帯保証人と連署した奨学生願書に次の書類を添えて本会に提出するものとする。

- 一、履歴書(自筆のもの)
  - 二、住民票(世帯全員分)および家族状況調書
  - 三、最終学年の学業成績証明書および医師の診断書
  - 四、在籍学校長の推薦書
  - 五、写真(無帽半身、名刺型)
2. 前項の連帯保証人は父母兄弟またはこれに代わる者とする。
3. 第一項の願出の期日は毎年度理事長が決定する。

### (奨学生の採用)

第四条 奨学生の採用は奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、本人に通知する。

### (奨学金の交付)

第五条 奨学金は毎月一カ月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは二カ月分以上を合わせて交付することがある。

### (奨学金領収証の提出)

第六条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本会に提出しなければならない。

### (学業成績の報告と奨学金継続願の提出)

第七条 奨学生は毎学年度初めには、前年度の学業成績証明書を添えて、奨学金継続願を提出しなければならない。

### (奨学生の異動届出)

第八条 奨学生は次の各号の一に該当するときは、連帯保証人と連署の上直ちに届出なければならない。

- 一、長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- 二、停学その他の処分を受けたとき
- 三、連帯保証人を変更したとき
- 四、本人または連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に変更があつたとき

### (転学または退学による奨学金の取扱)

第九条 奨学生が転学または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

### (奨学金の休止、停止および貸与期間の短縮)

第十条 奨学生が休学または長期に亘つて欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または品行などの状況により補導上必要があると認めるときは奨学金の交付を停止または奨学金の貸与期間を短縮することがある。

### (奨学金の復活)

第十一条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者がその事由が止んで願ひ出たときは、奨学金の交付を復活することがある。但し休止または停止されたときから二年を経過したときはこの限りでない。

### (奨学金の廃止)

第十二条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在籍学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- 一、傷い疾病などのために成業の見込がないとき
- 二、学業成績または品行が不良となつたとき
- 三、奨学金を必要としなくなつたとき
- 四、奨学生としての責務を怠り奨学生として適格でないとき
- 五、在籍学校で処分を受け学籍を失つたとき
- 六、その他第一条第一項に規定する奨学生としての資格を失つたとき

### (奨学金の辞退)

第十三条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

### (奨学金借付証書と奨学金返還予定書の提出)

第十四条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人二名が連署した奨学金借付証書に、この規程に定める基準に拠った奨学金返還予定書を添えて、直ちに提出しなければならない。

- 一、卒業しまたは奨学金貸与期間が満了したとき
- 二、退学したとき
- 三、奨学金の交付を廃止されたとき
- 四、奨学金を辞退したとき

2. 前項の予定書が承認されたときはこれに基づいて返還しなければならない。

3. 第一項の連帯保証人のうち一名は、父母兄弟またはこれに代わる者とし、他の一名は独立の生計を営む者であっていつでも本人と連絡のできる者でなければならぬ。

### (奨学金の無利息)

第十五条 奨学金には利息を付けない。

## 第三章 奨学金の返還と返還猶予

### (奨学金の返還)

第十六条 奨学生が第十四条第一項各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して一カ年を経過した後、十二年以内に奨学金を返還しなければならない。

2. 前項の奨学金の返還は年賦または半年賦の方法によらなければならない。
3. 前項の割賦の金額は年額六万五千円を下回ってはならない。
4. 奨学生若しくは奨学生であった者に特に必要があると認められるときは、前二項の規定と異なる返還方法を指示することができる。
5. 奨学金はいつでも繰上げ返還することができる。

### (奨学生であった者の届出)

第十七条 奨学生が第十四条第一項各号の一に該当するときは、六カ月以内にその住所および職業を届出なければならない。

2. 奨学生であった者が大学院に入學したときは、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。

3. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に氏名・住所・職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

4. 奨学生であった者がその連帯保証人を変更したときまたはその氏名・住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

### (奨学金の返還猶予)

第十八条 奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、願出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- 一、失業のため収入がないとき
  - 二、災害または傷い疾病に因って返還が困難となったとき
  - 三、大学院に在学するとき
  - 四、外国にあって学校に在学しまたは研究に従事するとき
  - 五、その他真にやむをえない事由に因って返還が著しく困難となったとき
2. 返還猶予の期間は前項第三号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは一年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて一年ずつ延長することができる。

### (返還猶予の願出)

第十九条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2. 奨学金返還猶予願の提出があったときは審査決定し、その結果を本人に通知する。

3. 前条第一項第三号に該当する者で第十七条第二項による届出をなしたものであるについては、前二項の規定にかかわらずこの届出をもって猶予願とみなしその返還を猶予する。

### (延滞金)

第二十条 奨学生であった者が正当な事由がなくて奨学金の返還を怠ったときは、延滞金を徴収するものとする。

2. 前項の延滞金は延滞している割賦金の額に対し、年(三六五日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて算出された金額とすることができる。

### (死亡の届出)

第二十一条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

## 第四章 奨学金の返還免除

### (奨学金の返還免除)

第二十二条 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能の高度の障害に因り労働能力を喪失し、または労働力に著しい制限があり、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となつ

たときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願出)

第二十三条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- 一、死亡に因るときは戸籍抄本、精神または、身体の機能の著しき障害に因るときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- 二、返還不能の事情を証する書類

(返還免除願出の期限)

第二十四条 前条による奨学金返還免除願は、返還不能の事由が発生したときは遅滞なく提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第二十五条 第二十二条から前条までの規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人・相続人または連帯保証人に通知する。

## 第五章 補 則

第二十六条 この規定の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人 北陸瓦斯奨学会の設立の登記の日から適用する。